４～６　［略］

７　第五項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

８　［略］

（計算書類に関する事項）

**第三十条の十**　法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。）が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

［三～五　略］

（登記に関する事項）

**第三十五条の二**　次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一　法第六十四条第二項第十六号　法第五十四条の七第三項の規定による措置

二　法第六十四条第二項第十八号イ　相互会社が行う電子公告

２　法第六十四条第二項第十八号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であって、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

**第四十二条の三**　法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

３～５　［同上］

６　第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

７　［同上］

（計算書類に関する事項）

**第三十条の十**　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

二　最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

［三～五　同上］

（登記に関する事項）

**第三十五条の二**　［同上］

一　法第六十四条第二項第十五号　法第五十四条の七第三項の規定による措置

二　法第六十四条第二項第十七号イ　相互会社が行う電子公告

２　法第六十四条第二項第十七号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であって、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるためのものを、当該事項であって決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるためのものと別に登記することができる。

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

**第四十二条の三**　［同上］

［一～五　同上］